



ライター類の拠点回収が

令和2年4月1日から始まります

阿蘇市役所 市民課生活衛生係 ☎22-3135

ライター類の拠点回収について

ごみとして出されたライター類が原因で、ごみ収集車の火災や爆発が全国で報告されており、本市においても年数回の火災が発生している状況です。

こうしたことから、事故防止のために市役所本庁と各支所に、ライター類の回収ボックスを設置します。なお、ライター類にガスが残っている場合は、ガスを完全に抜いてからのご利用をお願いします。

回収場所と回収するもの

阿蘇市役所本庁・内牧支所・波野支所の3箇所において、以下のものを回収しています。



蛍光灯（管）



乾電池（充電式を除く）



コイン型電池（CR、BRのみ）



水銀使用器機



ライター類



4月1日から新しく追加になります

ガスの抜き方の例

使い捨てライターを廃棄する場合は、以下の手順に従ってガスの抜き取りをお願いします。

- ①風通しのよい屋外で、周囲に火の気のないことを確認する。
- ②操作レバーを押し下げる。着火した場合はすぐに吹き消す。
- ③輪ゴムや粘着力の強いテープで、押し下げたままのレバーを固定する。
- ④「シュー」という音が聞こえれば、ガスが噴射している。
「シュー」という音が聞こえない場合は炎調整レバーをプラス方向いっぱい動かす。
- ⑤この状態のまま付近に火の気のない、風通しのよい屋外に半日から1日放置する。
- ⑥念のために着火操作をして、火が点かなければガス抜きは完了。

